

平成 25 年 (2013 年) 11 月 27 日 <No-6>

長野県松本家畜保健衛生所
〒390-0851 松本市島内西川原 6931
TEL:0263-47-3223 FAX:0263-47-0101
E-mail:matsukachiku@pref.nagano.lg.jp
中信家畜畜産物衛生指導協会
TEL : 0263-47-6789

かほだより



注意してください！

平成 25 年 11 月 30 日から医薬品等の使用制限が強化されます。以下の 13 物質を含む医薬品については、獣医師が例外的に使用することも含め、対象動物への使用が禁止となります。

13 物質

カルバドックス、クマホス、クロラムフェニコール、クロルプロマジン、ジエチルスチルベストロール、ジメトリダゾール、ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラゾリドン、フラルタドン、マラカイトグリーン、メトロニダゾール、ロニダゾール

対象動物とは

牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供するための養殖水産動物です。

使用した場合は

⇒食用として出荷できなくなります。



具体的には

現在、愛玩動物用及び観賞魚用の動物用医薬品として用途のある 3 物質（クロラムフェニコール、ニトロフラゾン、マラカイトグリーン）を含有するものがあります。

また、人用医薬品として用途のある 3 物質（クロラムフェニコール、クロルプロマジン、メトロニダゾール）を含有するものがあります。

これらの物質を含有する医薬品を、対象動物に誤って使用することのないよう十分注意してください。

問合せ先：保健衛生課 木下、青柳（担当）



しあわせ信州